令和３年度学校図書館アシスト事業プラス実施要項

１　趣旨

学校図書館が児童・生徒の「読書センター」、「学習センター」及び「情報センター」としてより機能するよう、県立図書館職員等が訪問（オンラインでの対応を含む。）し、具体的な助言、情報提供及び研修を行う。

２　対象

訪問を希望する市町村立小学校及び中学校並びに県立学校等

３　訪問内容

希望する学校は、次のいずれかを選択するものとする。

(1)　訪問アシスト

県立図書館職員等が、資料管理（収集、整理、排架、廃棄等）に関する具体的な助言や情報提供を行う。

(2)　研修アシスト

県立図書館職員等が、教職員や図書委員、ボランティア等向けに『学校図書館活性化マニュアル』等を活用した研修を行う。

４　訪問の流れ

(1)　訪問を希望する学校は、「学校図書館アシスト事業プラス申込書」（別紙）を、申込期限までに県立図書館へ直接提出する。
(2)　県立図書館は、訪問が決定した学校、市町村教育委員会、所管する教育事務所及び市町村立図書館等へ決定を通知し、必要に応じて立ち会いを依頼する。
(3)　県立図書館は、学校を訪問し、具体的な助言や情報提供、研修を行う。
(4)　県立図書館は、必要に応じて、追加の訪問や助言、情報提供等を行う。

５　訪問の期間及び申込期限

訪問を行う期間は、前期が６月～９月、後期が１２月～３月とし、１回の訪問に要する時間は１時間３０分～２時間とする。

ただし、訪問日時等について調整した結果、上記期間以外の訪問日時となる場合は、調整した日時で行うものとする。

申込期限については、次のとおりとするが、申込期限後に、新たに訪問を希望する場合も随時受け付ける。

前期申込期限：　５月　６日（木）必着
後期申込期限：１１月　４日（木）必着